

令和5年度 教育民生常任委員会活動報告書

教育民生常任委員会は、任期2年（令和4年度と令和5年度）の活動計画として2つのテーマを掲げました。

コロナ禍でもあり視察は厳しい現状でしたが、活動計画に沿って実施をいたしました。2年間の活動成果を下記のような「見える化」にいたしました。

教育民生常任委員会活動方針「テーマ」

脱炭素社会に向けての取り組み

- ・地球温暖化対策について
- ・ごみ対策について

子どもを取り巻く課題への取り組み

- ・東員町子どもの権利条例について
- ・GIGAスクール構想について
- ・学校の統廃合について

脱炭素社会に向けての取り組み

地球温暖化対策について		評価点	判定	方向性
		7.6	B	次年度に 申し送り
協議日	内 容			
R4.5.17	地球温暖化対策の取り組みについて、三重県環境生活部地球温暖化対策課を講師に迎え勉強会を実施			
R4.6.22	地球温暖化対策の取り組みについての勉強会の反省会			
R4.8.10	桑名市ゼロカーボンシティ宣言について視察研修（コロナのため中止）			
R4.10.7	視察先の決定（長野県箕輪町）脱炭素の促進区域設定の第1号			
R4.11.10	視察研修（長野県箕輪町）			
R4.12.22	視察研修まとめ			
R5.3.28	桑名市ゼロカーボンシティ宣言について視察研修			
R5.6.28	東員町ゼロカーボン実現計画の進捗状況をみらい環境課から聞き取り			

所感・批評

世界中が取り組んでいる中で、行政として町民一体となって取り組む事が出来るのか。そして「なぜ取り組むのか」から始め、行政だけでは達成できないことを踏まえて、住民・企業などに「周知」し、協力を求めることが重要と考えます。また、行動計画など実際に動いたことが分かるように「見える化」を取り入れることで、参加者も達成感が生まれ更に向上心が湧いてくると考えます。

ごみ対策について		評価点	判定	方向性
		7.6	B	次年度に 申し送り
協議日	内 容			
R4.12.22	東員町のごみの現状について、執行部（みらい環境課）を迎え、勉強会を実施			
R5.5.19	視察先の決定（徳島県上勝町）			
R5.7.12	視察研修（徳島県上勝町）			
R5.9.15	視察研修のまとめ			

所感・批評

住民一人ひとりが、高い意識を持って取り組めば、解決できる課題と考えますが、その状況には至っていません。

例えば「ポイント付与制度」を設けた場合、ごみ対策への意識を持っている人とそうでない人を区別できるシステムになるのではないかと考えます。

ごみ対策の究極は「ごみを出さない」ことです。「住民の声」を聴いて現状把握をおこない、どうしたら「ごみを減らせるか」をみんなで考え（要因解析）その中で町独自のアイデアも生まれるような環境を整えることです。

子どもを取り巻く課題への取り組み

東員町子どもの権利条例について		評価点	判定	方向性
		5.7	B	次年度に 申し送り
協議日	内 容			
R4.7.25	東員町子どもの権利条例について、執行部（こども家庭課・学校教育課）を迎え、勉強会を実施			

所感・批評

この条例は本町の独自の条例として評価できます。残念なのは、制定されて 8 年が経ちましたが、子どもは基より先生、保護者、そして住民がどれだけ知っているのか。成果の評価は難しく、認知度を高めることが重要課題と考えます。

G I G A スクール構想について		評価点	判定	方向性
		7.0	B	次年度に 申し送り
協議日	内 容			
R5.5.19	実際の現場視察（授業）及び担当課の聞き取り			
R5.6.28	まとめ			

所感・批評

「現場の声」を聴いて、タブレットの有効活用のための優先順位を決めて、取り組んでほしいと思います。

ただし、児童の活字離れによって失っていくものもあるので、その点も考慮し、取り組むことが重要と考えます。

学校の統廃合について		評価点	判定	方向性
		4.7	C	原因を究明し、次年度に申し送り
協議日	内 容			
R4.10.7	視察先の決定（長野県南木曽町）統廃合後の跡地利用			
R4.11.9	視察研修（長野県南木曽町）			
R4.12.22	視察研修のまとめ			
R5.10.5	担当課の聞き取り			

所感・批評

この課題は今後の財政にも大きく影響を及ぼす案件です。本町として「統廃合」についての話し合いは進んでおりませんが、今後は「学校の統廃合」に関わる全ての事項を踏まえた将来像で進めていくことが重要と考えます。

例えば、跡地、通学路などインフラも含めて計画し安心できる財政管理に取り組むことが重要と考えます。

教育民生常任委員会評価基準

委員会活動内容の進捗状況を「見える化」にするため、年度末に各委員がテーマ項目ごとに評価し、判定します。また、その平均値をもって今後の活動の方向性を示します。

評価にあたっての点数等は「1. 評価基準」のとおりです。

1. 評価基準

評価基準	評価 点数	委員（7人）の 評価平均点数	判定	方向性
目的を十分または概ね達成した。	10	9.1 点以上	A	完結
進展したが、継続する必要あり。	8	5.1 点以上 9.0 点	B	次年度に申し送り
不十分。今後努力を要する。	5	3.1 点以上 5.0 点	C	原因を究明し、次年度に申し送り
評価の該当なし。	0	3.0 点以下	D	要再検討若しくは活動項目から除外

※評価等の決定について、委員の2分の1から異議の申し出がある場合は再考すること。ただし、これらの申し出は、その委員会が終了するまでに行うこと。